

氏名（本籍）	中村 秀郷（東京都）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第79号		
学位授与の日付	2020年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	刑事司法領域の福祉的支援の困難性に関する研究 －刑事司法制度の中の専門職に焦点を当てて－		
審査委員	主査	末盛 慶	日本福祉大学 准教授
	副査	後藤 澄江	日本福祉大学 教授
	〃	田中 千枝子	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	宮嶋 淳	中部学院大学 教授

論文内容の要旨

本研究の目的は、(1) 刑事司法領域の福祉的支援で直面する困難性及びその背景要因の解明を通してどのような実践的課題を提起しているのかを明らかにし、有効な支援・課題解決アプローチを提示すること、(2) 分析で得られた知見をもとに、刑事司法において福祉を行うことの意味を検討し、刑事司法領域の福祉的支援の実践への示唆及び政策提言を行うことである。

本研究は、序章及び終章を合わせて全10章で構成する。本研究では、第1章で文献調査研究を行い、第3章から第7章で質的調査研究を行う。質的調査研究では、刑事司法領域の専門職5職種を対象にインタビュー調査を行い、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）を用いて調査結果を分析・考察する。そして、各職種が直面する困難性及びその背景要因の解明を通して実践的課題を提起し、得られた知識や技術から有効な支援・課題解決アプローチを明らかにしていく。第8章では、各章で生成されたグラウンデッド・セオリーの統合を試み、5職種全て及び複数職種に共通する困難性及び対処プロセスを明らかにしていく。終章では、本研究結果が刑事司法領域の福祉的支援に対してどのような意義があり、示唆することは何であるかについてまとめる。以下、本研究の内容になる（〔 〕は概念、〈 〉はカテゴリーを表す。）

序章：本研究の背景と目的：本章では、本研究の背景、本研究の目的、本研究の方法及び分析の視点、先行研究の収集方法、本研究で用いる用語の定義について、その概略を記述した。本研究の背景としては、近年、高齢者・障がい者である受刑者の存在が社会からも注目されるようになり、罪を犯した人の社会復帰を目指す議論の高まりを受け、彼ら彼女らを福祉的支援の対象として、再犯防止に繋げる取り組みが模索されていることがある。罪を犯した人の社会復帰に福祉的支援は大きな役割を果たしており、近年の社会情勢の中、社会福祉学研究において司法領域を取り上げることの意義は大きい。以上に加え、再犯防止に向けての近年の政府方針の動向、再犯防止と就労支援・住居確保支援の関係、刑事司法領域の専門職を対象とする調査研究の必要性が述べられている。

第1章：刑事司法領域の福祉的支援で直面する困難性及びその背景要因についての先行研究 本章では、社会福祉と司法福祉、刑事司法領域の福祉的支援を包含する学術・実践の領域である司法福祉の概要と担い手などについて論じ、刑事司法領域の専門職5職種が直面する困難性及びその背景要因について先行研究を検討した。本研究では、先行研究で明らかになっていないことを踏ま

え、前述した本研究の目的を達成するため、研究課題を5点設定した。第1は、刑事司法領域の専門職5職種（以下、5職種）が実践現場で直面する困難性の構造・展開を明らかにする。第2は、5職種が実践現場で直面する困難性を克服するために、どのような視点や関わり方が求められているのかを示し、困難性への有効な対処方略を検討する。第3は、分析結果の比較考察から、5職種を包含する刑事司法領域の専門職が実践現場で直面する共通の困難性の構造・展開を明らかにする。第4は、分析結果の比較考察から、5職種を包含する刑事司法領域の専門職が実践現場で直面する困難性を克服するために、どのような視点や関わり方が求められているのかを示し、共通の困難性への有効な対処方略を検討する。第5は、分析で得られた知見をもとに刑事司法において福祉を行うことの意味を検討し、刑事司法領域の福祉的支援の実践への示唆及び政策提言への示唆を得る。

第2章：本研究における調査分析方法 本章では、本研究の分析方法であるM-GTAの概要等を詳述した。本研究においてM-GTAを採用する理由は、主に次の4点が挙げられる。第1は、本研究の焦点は刑事司法領域の専門職が福祉的支援で直面する困難性及び困難性への対処プロセスであり、ヒューマン・サービス領域、社会的相互作用性、プロセス的特性というM-GTAの適性に合致し、適切と考えられたからである。

第2は、M-GTAはGTAと異なり、インタビューデータを切片化せずに文脈の解釈や意味を重視する立場を取るからである。第3は、M-GTAは実践との関係を強調し、問題解決型、課題解決型の研究に適している研究であり、同時にM-GTAは得られた結果の実践的活用を重視している理論であり、分析結果の実践現場への還元を目指すという本研究の目的に合致しているからである。第4は、M-GTAは研究者によってその意義が明確に確認されている研究テーマによって限定された範囲内における説明力にすぐれた理論であり、研究協力者が限定された本研究に適切であるからである。

調査対象者（研究協力者）に関しては、以下の通りである。第1調査（第3章）：更生保護行政の中心的な担い手で、刑務所出所者等の社会内処遇を担っている保護観察所の保護観察官を対象にインタビュー調査を実施した。研究協力者は保護観察官25名（元保護観察官含む）である。第2調査（第4章）：医療観察制度のコーディネーター業務の担い手で、本制度の処遇を担っている保護観察所の社会復帰調整官を対象にインタビュー調査を実施した。研究協力者は社会復帰調整官9名（元社会復帰調整官含む）である。第3調査（第5章）：刑事司法領域の住居確保・福祉的支援において、矯正施設における高齢者・障がい者の支援を担っている矯正の福祉職を対象にインタビュー調査を実施した。研究協力者は矯正の福祉職9名（元福祉職含む）である。第4調査（第6章）：刑事司法領域の住居確保・福祉的支援において、保護観察所、矯正施設と連携して地域生活定着促進事業の支援を担っている地域生活定着支援センター職員を対象にインタビュー調査を実施した。研究協力者は全国48センターのうち4県に所在する地域生活定着支援センター職員16名（元職員含む）である。第5調査（第7章）：刑事司法領域の住居確保・福祉的支援、就労支援において、保護観察所と連携して刑務所出所者等の社会復帰支援を担っている更生保護施設職員を対象にインタビュー調査を実施した。研究協力者は全国103施設のうち1都2県に所在する8か所の更生保護施設職員30名（元職員含む）である。

第3章：保護観察所の保護観察官を対象とする質的分析

本章では、保護観察所の保護観察官25名を対象に調査分析を行い、実践的課題として13個の困難性概念を生成し、4つのカテゴリーに収斂された。支援・課題解決アプローチとして15個の

対処プロセス概念を生成し、6つのカテゴリーに収斂された。保護観察官に独自の困難性として〔司法判断への諦め、怒り〕、対処プロセスとして〔日頃からの関係作り〕〔保護司の協力を得る〕、＜保護司との協働態勢の姿勢＞などが明らかになった。

第4章：保護観察所の社会復帰調整官を対象とする質的分析

本章では、保護観察所の社会復帰調整官9名を対象に調査分析を行い、実践的課題として14個の困難性概念を生成し、5つのカテゴリーに収斂された。支援・課題解決アプローチとして13個の対処プロセス概念を生成し、5つのカテゴリーに収斂された。社会復帰調整官に独自の困難性として〔ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティーのゆらぎ〕〔役割期待への困惑〕、＜司法における福祉実践への葛藤＞、対処プロセスとして〔精神保健福祉のボトムアップの使命感〕〔司法と福祉の架け橋の役割意識〕、＜社会復帰調整官としてのアイデンティティーの意識＞などが明らかになった。

第5章：矯正（刑事施設、少年院）の福祉職を対象とする質的分析

本章では、矯正の福祉職9名を対象に調査分析を行い、実践的課題として12個の困難性概念を生成し、5つのカテゴリーに収斂された。支援・課題解決アプローチとして13個の対処プロセス概念を生成し、6つのカテゴリーに収斂された。矯正の福祉職に独自の困難性として〔ソーシャルワークができないジレンマ〕〔加害者支援への葛藤〕〔理解されない葛藤〕、＜司法における福祉実践への葛藤＞、＜矯正の体制への苦慮＞、対処プロセスとして〔矯正の枠組みを理解する〕〔周囲を巻き込む〕、＜矯正施設内の支援体制構築の姿勢＞などが明らかになった。

第6章：地域生活定着支援センター職員を対象とする質的分析

本章では、地域生活定着支援センター職員16名を対象に調査分析を行い、実践的課題として13個の困難性概念を生成し、4つのカテゴリーに収斂された。支援・課題解決アプローチとして11個の対処プロセス概念を生成し、4つのカテゴリーに収斂された。地域生活定着支援センター職員に独自の困難性として〔地域の支援体制への困惑〕、対処プロセスとして〔協力者を探す〕などが明らかになった。

第7章：更生保護施設職員を対象とする質的分析

本章では、更生保護施設職員30名を対象に調査分析を行い、実践的課題として12個の困難性概念を生成し、3つのカテゴリーに収斂された。支援・課題解決アプローチとして8個の対処プロセス概念を生成し、3つのカテゴリーに収斂された。更生保護施設職員に独自の困難性として〔受け入れに関する葛藤〕〔不良措置への葛藤〕などが明らかになった。

第8章：総合考察

本章では、各章で生成されたグラウンデッド・セオリーの統合を試み、5職種全て及び複数職種に共通する困難性及び対処プロセスを明らかにした。本研究で実施した2段階からなるグラウンデッド・セオリーの統合手順は、第1段階では5職種の調査分析結果の比較考察を行い、意味内容が類似する概念・カテゴリーを同一概念・カテゴリーとして仮にまとめた。そして、第2段階では第1段階で仮にまとめた概念及びカテゴリーにおいて、5職種全ての分析ワークシートのヴァリエーションを合算した上でM-GTAの分析を行い、統合概念・カテゴリーを生成した。

M-GTAの分析結果から、14個の困難性の統合概念（2職種以上の共通概念）を生成し、概念間の関係性から5つのカテゴリーに収斂された。このうち5職種共通概念として〔支援制限への苦慮〕〔資質面への困惑〕〔受け入れないことへの困惑〕〔逸脱行動への困惑、不安〕〔関係機関への困惑、失望〕〔支援方法への迷い〕〔解決できない無力感〕の7個、共通カテゴリーとして＜制度・

組織上の環境面への困難性>、<クライアント対応への困難性>、<生活環境の調整の困難性>、<支援の行き詰まりへの困難性>の4つが明らかになった。同様に13個の対処プロセスの統合概念を生成し、5つのカテゴリーに収斂された。このうち5職種共通概念として〔クライアント中心の思考〕〔距離感を意識して変化を待つ〕〔仲間に相談する〕〔チーム力活用〕〔経験・ノウハウの蓄積〕〔発想イメージ化〕〔認知変容〕の7個、共通カテゴリーとして<支援関係醸成の姿勢>、<ピアのフォロー>、<支援の展望化>の3つが明らかになった。そして、統合グラウンデッド・セオリーに対して、近年の犯罪者処遇及びソーシャルワークの潮流、犯罪者処遇（司法）とソーシャルワーク（福祉）の関係、犯罪者処遇（司法）とソーシャルワーク（福祉）のジレンマなどの視点から帰納的に総合考察を行った。そして、これらを踏まえた上で、犯罪者処遇の視点及びソーシャルワークの視点から演繹的に総合考察を行い、本研究結果の全体像である統合グラウンデッド・セオリーを裏付けた。

終章：結論—刑事司法領域の福祉的支援への示唆

本章では、本研究結果が刑事司法領域の福祉的支援に対してどのような意義があり、示唆することは何であるかについてまとめた。本研究では、刑事司法領域の福祉的諸制度及び担い手の現状と課題として、①刑事司法手続きの一連の流れの全てに継続してクライアントに関与する機関がないこと、②司法機関は「再犯防止の目的」のために福祉的支援を行うこと、③地域生活定着促進事業が民間団体による委託事業によって行われていること、④保護観察等の就労支援が、更生保護就労支援事業として民間団体による委託事業によって行われていること等について論じてきた。そして、これらの現状を踏まえ、①刑事司法手続きの入口から出口まで一貫して民間団体が関与する仕組みが有効であること、②民間団体による福祉的支援の委託事業が可能であることを指摘し、さらに保護観察所に専任のソーシャルワーカーの配置を提言した。そして、これらの検討を踏まえ、刑事司法領域の福祉的支援を充実強化するための方策として、民間団体が国（又は都道府県）から福祉的支援の業務を受託し、刑事司法の入口から出口まで一貫してクライアントに関与する施策である『刑務所出所者等シームレス支援事業』を考案し、提言した。

本研究の貢献内容として、①制度・政策的な貢献として、刑事司法領域の諸制度及び担い手に関する政策提言にあたって貴重なエビデンスを提供することができた点、②実践現場への貢献として、刑事司法領域の専門職の今後の支援実践・処遇実践アプローチにおいて本研究結果が大きな影響を与える可能性がある点、③ソーシャルワークのグローバル定義に記載の「社会変革」への貢献として、本研究内容が社会福祉学領域、さらに一般社会に対して、刑事司法領域の福祉的支援に関する情報発信、広報・啓発活動の推進の貴重な機会になり得る点の3点にまとめ、これらを踏まえた上で、本研究の意義として9点を挙げた。

本研究結果は、司法機関等に入職した専門職を対象とする新人研修プログラムの開発に貢献することができる。これにより職場適応を促し、その結果としてより良い福祉実践に繋げることができる。本研究では、刑事司法領域の専門職が直面しがちなその背景と要因を含めた困難性及び対処プロセスを形式知として提示したこと及び刑事司法領域の福祉的支援が歴史的・構造的に抱えている問題の本質を指摘したことに意義があると考えられる。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2020年1月13日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、中村秀郷氏の博士学位審査請求論文が受理されて、末盛慶、後藤澄江、田中千枝子の3名による審査委員会が設置された。また、宮嶋淳氏（中部学院大学教授）を学外審査委員とすることが決まった。審査委員3名は、それぞれに提出論文を査読したうえで、2020年2月6日に中村秀郷氏への最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施し、引き続きその結果について審議し、以下の結論に達した。

2. 論文の評価

本論文の評価できる点は、大きく3点ある。1点目は、刑事司法領域の中でも、先行研究が少ないとされる専門職の福祉的支援に焦点をあて、その包括的な研究を行ったことである。背景でも示されている通り、近年、再犯防止と社会復帰が社会的に注目される中、その支援を主に行う5つの専門職に調査を実施し、知見を提示した研究はこれまで国内では見当たらず、独創性の高い学術的な研究といえる。

2点目は、データ収集についてである。本研究は、インタビュー調査を用いているが、80名以上の専門職の方に調査をし、それを質的にまとめあげた著者の研究上のスキルは高く評価されるべきと思われる。実際、各専門職対象の調査をもとにした数多く論文が『社会福祉学』等学会誌に複数掲載されており、研究上也高く評価されている。調査に尽力したことと、それをまとめあげたことは申請者の研究者能力の高さを裏付けていると思われる。

3点目は、研究上の意義のみならず、実践的な意義も兼ね備えていることである。刑事司法領域における福祉的支援には困難性がつきまとうが、その困難性を低減できる方向性を研究上の知見にもとづき具体的に提示していることである。具体的には、新人研修の場で、本研究の知見を導入していく方向性が示されている。専門職たちが、困難感がより低い状況で福祉的支援に関わることができれば、さらに再犯防止および社会復帰が進んでいくものと思われる。

肯定的な評価が可能な一方、課題もある。ここでは大きく2点指摘したい。1点目は、本研究とソーシャルワークとの関係性である。本研究では、ソーシャルワークという用語をあえて前面に出さず、福祉的支援という用語を用いた。この結果、刑事司法領域における福祉的支援とソーシャルワークとの関係性をどう捉えるのかという課題を今後に残すことになった。この点に関しては、今後の検討が待たれる。

2点目は、本研究により専門職支援のミクロレベルを捉えることには一定成功したが、メゾレベルの検討がまだ行われていないことである。つまり、専門職だけでなく、当事者、当事者や専門職の支援に関わる事業者や地域の方々も含めたチームとして支援を明らかにするという課題が残されている。

学外審査委員の宮嶋淳氏からは、以下の点で高い評価を受けた。1点目は、刑事司法領域の専門職が直面する困難性および対処プロセスを質的研究により構造化し、新たな福祉的支援を提案したことである。膨大なインタビューデータを収集し、修正版グラウンデッド・セオリーで分析し、その結果を再統合して結論を得た調査研究そのものに価値があり、独創性があると評価している。かつ、今回収集されたインタビューデータにおける現場の生の声は現場の実践を勇気づけるものであ

り、実践的な意義も大きいとしている。本研究のような豊かな質的データにもとづいた学術研究の展開は、社会福祉学のみならず、他の学問領域の研究モデルともなり得ると述べている。

課題としては、最後の政策的示唆として示された「専任のソーシャルワーカーの配置」の提言の根拠が弱い点である。シームレス支援についても指摘されているが、こうした点を主張するためには今後も研究を続けていく必要があると指摘している。2点目は、80名以上のインタビューデータがあるため、質的に分析するだけでなく、テキストマイニングやミックスメソッドなどにより分析結果の妥当性、信頼性を高めることができたのではないかと指摘を受けている。

以上述べてきた評価すべき点および課題を総合した上で、本論文は本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると考えられる。

3. 最終試験の結果

2020年2月6日に、中村秀郷氏の最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施した。はじめに中村氏が事前に用意した口頭試問説明用資料を配布し、第1次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所を中心に、説明がなされた。続いて、審査委員から口頭試問を実施した。審査委員からは、指摘をもとに論文修正が行われていることを確認した上で、残された課題として今後の研究において取り組む意欲を示した。

審査委員からは、本研究の位置づけをめぐる質問や今後発展すべき研究の課題について、いくつか指摘がなされた。どの質問にも、中村氏は誠実に回答され、今後の研究課題とする意思を明確に述べられた。

最終試験の最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。提出された論文の英文要旨の結論の部分について、英文の読み上げとその日本語訳を指示したところ、適切に応答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者中村秀郷氏は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上